明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁二四～三三）　一
〔公　告〕
諸事項　四
官庁
建設業の許可の取消処分関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
型式適合認定関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○海上保安庁告示第二十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大舟港東防波堤灯台
位置　所在地　北海道函館市（大舟港東防波堤外端）
北緯　四一―五八―〇七
東経　一四〇―五五―〇一
変更した事項　塗色及び構造
灯質　単明暗赤光　明三秒暗一秒
変更年月日　平成二十三年十二月一日

名称　宇登呂港北防波堤灯台
位置　所在地　北海道斜里郡斜里町（宇登呂港北防波堤外端）
北緯　四四―〇四―三四
東経　一四四―五九―三八
変更した事項　光度
灯質　閃光実効光度三九〇カンデラ　不動光三九カンデラ
光達距離　閃光七・五海里　不動光四・〇海里
変更年月日　平成二十三年十二月一日

名称　桧川港南防波堤灯台
位置　所在地　青森県むつ市（桧川港南防波堤外端）
北緯　四一―一一―一七
東経　一四〇―五七―四九
変更した事項　光度
灯質　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで六・七メートル
変更年月日　平成二十三年十二月一日

名称　錦灯台
位置　所在地　三重県度会郡大紀町（フジ鼻）
北緯　三四―一三―〇一
東経　一三六―二三―一七
変更した事項　灯質
光度　等明暗白光　明三秒暗三秒
光達距離　一一〇カンデラ
高さ　五・五海里
変更年月日　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで四四メートル　平成二十三年十二月一日

名称　牛島灯標
位置　所在地　本島港六号防波堤灯台（香川県丸亀市）の南南西方約一・八キロメートル
北緯　三四―二二―〇〇
東経　一三三―四六―四七
変更した事項　光度
変更年月日　実効光度三九〇カンデラ　平成二十三年十二月一日

名称　針尾瀬戸弁天島灯台
位置　所在地　長崎県西海市（弁天島）
北緯　三三―〇三―三六
東経　一二九―四五―〇六
変更した事項　光度
光達距離　実効光度二五カンデラ
高さ　三・五海里
変更年月日　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル　平成二十三年十二月一日

○海上保安庁告示第二十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　川崎浮島H灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区（川崎北防波堤灯台の東方約一・八キロメートル）
北緯　三五―三〇―二三
東経　一三九―四七―五五
廃止年月日　平成二十三年十二月五日

名称　新門司第五号灯浮標
位置　所在地　関門港新門司区（新門司防波堤灯台の西方約三五〇メートル）
北緯　三三―五二―二六
東経　一三一―〇〇―二四
廃止年月日　平成二十三年十二月五日

○海上保安庁告示第二十六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　川崎浮島G灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区（川崎北防波堤灯台の東方約一・九キロメートル）
北緯　三五―三〇―二七
東経　一三九―四七―五九
変更した事項　位置
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで九八メートル
変更年月日　平成二十三年十二月五日

名称　長島大島灯台
位置　所在地　三重県北牟婁郡紀北町（大島）
北緯　三四―〇八―五七
東経　一三六―二一―五二
変更した事項　位置
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで九八メートル
変更年月日　平成二十三年十二月五日

名称　京浜港川崎区（川崎北防波堤灯台の東方約一・九キロメートル）
位置　所在地　京浜港川崎区（川崎北防波堤灯台の東方約一・九キロメートル）
北緯　三五―三〇―三〇
東経　一三九―四八―〇一
変更した事項　位置
光度　実効光度五八カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十三年十二月五日